

韓国における 非営利組織会計基準設定の動向

1 はじめに

(1) 日本公認会計士協会におけるこれまでの取り組み

我が国では、近年、教育や福祉・医療、介護等の社会的サービスの主な提供主体である民間非営利組織の担う役割に期待が高まっている。一方、非営利組織の情報開示には、広範なステークホルダーの利便性（情報アクセシビリティ）や、一般の情報利用者にとっての会計情報の分かりやすさ、法人形態ごとに会計基準が異なるといった点で多くの課題がある¹。

このような状況を踏まえ、日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）では、2013年7月2日に、非営利法人委員会研究報告第25号「非営利組織の会計枠組み構築に向けて」を公表し、非営利組織の現状と課題を整理し、非営利組織会計の望ましい方向性として、法人形態を超え、幅広いステークホルダーのニーズに応え得る共通的な会計枠組み構築が必要であることを提言した。

(2) 韓国における非営利組織会計基準設定の動向

当協会でのこのような取組みと同様の動きが韓国でも起きている。韓国においても、韓国会計基準院（The Korea Accounting Institute、以下「KAI」という。）の韓国会計基準委員会（The Korea Accounting Standards Board、以下「KASB」という。）において、非営利組織の共通的な会計基準が検討され、2013年11月14日に「非営利組織会計基準」の公開草案（以下「基準案」という。）が公表された²。

韓国の非営利組織に関する制度及び会計基準は、日本と同様に、法人形態ごとに根拠法及び所轄省庁並びに適用すべき会計基準が異なっている。このような背景を持つ韓国での動きは、非営利組織に共通的な会計枠組みの構築に向けて検討を進める当協会においても非常に興味深いものであり、今回、現地へ赴き、関係者から直接話を聞くこととした。

本稿では、基準案の概要や、現地調査を通して得られた基準案開発の背景や体制及びプロセス等の概要を紹介する。

なお、文中、意見にわたる部分は、

筆者の私見であることを申し添える。

2 現地調査の概要

現地調査は、非営利法人委員会非営利会計検討専門部会の松前江里子専門部会長と筆者とで、2014年5月26日及び27日の2日間にかけて実施した。5月26日には、基準案の検討・取りまとめを行ったKASBを訪問し、関係者から基準案検討の背景や趣旨、検討に当たっての体制やプロセス等を中心に説明を受けた。5月27日には、韓国公認会計士協会（The Korean Institute of Certified Public Accountants、以下「KICPA」という。）を訪問し、KICPAにおいて非営利組織に関する調査・研究を行っている担当者から、KASBによる基準案検討への協力体制や、非営利組織監査の実態と基準案がもたらす実務への影響について説明を受けた。

3 非営利組織の会計制度

韓国における非営利組織は、原則として、民法上の社団法人又は財団法人のいずれかに位置付けられる。このうち、特別な事業を行うために

【非営利組織の類型及び会計基準】

区分	設立根拠法	会計基準・関連規則
私学機関	私立学校法	私学機関の財務会計基準及び特例規則
社会福祉機関	社会福祉事業法	社会福祉法人及び社会福祉施設の財務会計規則
医療機関	医療法	医療機関の会計基準規則
学術奨学財団	公益法人の設立・運営に関する法律	N/A ⁴
文化芸術団体	N/A	N/A
宗教団体	N/A	教会の会計基準（大韓キリスト教長老会総会制定） ⁵

（資料：「非営利組織会計基準公開草案の論点の検討報告書」（KASB））

特別法の適用を受ける場合には、民法より優先され、特別法を根拠法とする法人格が与えられる。このように、民法を根拠法とし特別法の適用を受けない一般的な非営利組織と、特別法を根拠法とする非営利組織の2つに大きく分類される。

さらに、根拠法が何かにかかわらず、国税庁の認可を受け、一定の要件³を満たす非営利組織は、相続・贈与税法上の優遇を受ける公益法人となる。会計基準は、非営利組織の区分ごとに設定されているが、一部の非営利組織に関しては、適用される会計基準が定められていない（上掲の表参照）。

4 非営利組織の統一会計基準設定に向けた取り組み

(1) 基準案開発の背景

韓国においては、2006年に国務総理室が中心となり、非営利組織の会計に関する統合法の制定が推進された。法案の要点は以下の3点にあった。

- ① 財務諸表の制度開示
- ② 公認会計士監査の義務付け
- ③ 非営利組織の会計基準設定

本統合法の制定は、当時の政権交代の影響もあって実現には至らなかったが、このうち、①及び②に関して

は、相続・贈与税法の規定に基づき実質的に達成された。一方、③についてはいまだ実現に至っておらず、KASBとしては、業種を超えた会計基準の必要性も踏まえ、会計基準設定に向けて検討を開始することとなったとのことである。

ヒアリングに際しては、KASB副委員長から、営利組織と非営利組織との垣根が低くなり、寄付金などの形での経済取引が増える近年の状況を踏まえ、「営利組織だけでなく、非営利組織の透明性を高めることが経済社会全体の透明性向上につながり、それは社会全体の利益につながる」との認識の下、KASBが非営利組織会計基準の設定に取り組むことは自然なことであるとの考えが示された。

(2) 基準案検討の体制とプロセス

基準案の策定に当たっては、KASB内に専門委員会を設置して検討が行われた。専門委員会は、非営利組織に関する多様な利害関係者が参画するマルチ・ステークホルダー方式により、情報利用者（韓国ガイドスター）、各業種の財務諸表作成者、会計監査人、学識経験者及び政府関係者等の有識者計13名で構成され、KASB委員1名がオブザーバーとして参加した。これは、KASBが非営

利組織についての専門性を十分に有していないことに鑑み、非営利組織に固有の特性や情報ニーズを的確に反映するための対応であった。

専門委員会における検討の結果を受けて実態調査等を行い、実務における適用可能性を十分考慮しながら、基準案の策定が進められた。

(3) 基準案の概要

基準案は全42頁で構成され、「非営利組織会計基準公開草案の論点の検討報告書」とともに2013年11月14日に公表された。基準案はK-IFRS等の企業会計基準とは完全に独立して、単独で機能する形で設定された。ここでは、基準案の「第1章 総則」を基に、全体概要のみを紹介する。

① 目的

一般の情報利用者が容易に理解可能な一般目的の財務諸表を作成する際に適用可能な基準を提示することを目的とする。

② 適用

法人格の有無にかかわらず、営利を目的とせず、社会全体の利益や共同の利益を目的とするあらゆる形態の非営利組織に適用する。

③ 財務報告目的

財務報告の目的は、寄付者、組織構成員（会員等）、債権者及びその他の資源提供者（補助金を提供する政府等）の意思決定に有用な情報を提供することにより、これらの利害関係者が、

- 非営利組織が提供したサービス
- サービスの継続提供能力
- 組織管理者による管理責任の適切な遂行

を評価できるようにすることにある。

④ 財務諸表の構成

財務諸表は、財務状況表、運営成果表及びキャッシュ・フロー計算書

で構成される。なお、キャッシュ・フロー計算書を作成しないことにより消失される情報に重要性がない場合、収支計算書によって代替可能であるとされている。

5 基準設定に向けた今後の対応について

基準案の意見募集は、2014年1月15日に締め切られた。KASBでは、公開草案に対して寄せられた意見を検討し、反映した上で、非営利組織会計基準の公表をする予定である。

なお、非営利組織会計基準は、法的根拠を持つものとして設定されることが予定されており、基準設定のプロセスと並行して、金融監督当局である金融委員会において「株式会社の外部監査に関する法律」の改正作業が進められているとのことであった。ここで、KASB及びKICPAの理解としては、同法の改正は、当該新会計基準の適用を非営利組織に義務付けることを目的としたものではなく、当該基準の適用を推奨するためのものと考えられ、最終的な適用判断に関しては、各種の非営利組織の監督政府機関に決定権限があるとのことであった。

また、KASBの基本的なスタンスとしては、法改正の行方にかかわらず、高品質の会計基準を完成させることが重要であると考えており、その点に注力しているとのことである。その上で、同基準を軸とした各種非営利組織の会計基準の整合性向上、制度上の採用、指針の開発といった取組みを進めていくことが重要であるとの認識が示された。

6 おわりに

今回の現地調査を通して、韓国における非営利組織会計基準設定に向けた取組みは、金融委員会とKAI (KASB) 及びKICPAが協力しながら、大きな推進力を持って実現に向けて進んでいるとの印象を受けた。特に、基準案の策定に当たり、非営利組織に関する多様な利害関係者の直接的・間接的な参画を促すための努力がなされたことに大きな意義があると考えられる。

本基準案が、どのような形で最終化されるか、また、「株式会社的外部監査に関する法律」等の法規制と各非営利組織の実務にどのような影響を及ぼすのか、今後の動向に注視が必要である。

最後に、今回の現地調査に協力いただいた以下の方々に、この場を借りて深く感謝申し上げたい。

【KASB】

Jang, Jee In氏 (Chairman, KASB/
President, KAI)

Sungsoo Kwon氏 (Vice-Chairman,
KASB/Vice-President, KAI)

Jae-Ho Kim氏 (Director)

Won Sik Jung氏 (Visiting Manager)

【KICPA】

Jeong-Min, Yu氏 (Research Fellow)

【KICPA関係者】

Hyo-Young Im氏 (CFO, Curachem,
Inc.)

Young-Jae Cho氏 (Partner, Samil
Pricewaterhouse Coopers)

(日本公認会計士協会研究員

森 洋一)

(日本公認会計士協会事務局

澤木佑美)

〈注〉

- 1 適用される会計基準が法人形態ごとに設計され、事業分野の特殊性を踏まえた経緯をたどった結果、異なる内容の会計基準のまま今日に至っており、同種の事業を営んでいる場合であっても、法人形態が異なる場合には、法人形態を超えて財務情報を横断的に理解することが難しい状況となっている(非営利法人委員会研究報告第25号「非営利組織の会計枠組み構築に向けて」)。
- 2 2013年11月14日から2014年1月15日まで意見募集が行われた。
- 3 税法の規定に基づき、資産規模5億ウォン以上又は収益規模3億ウォン以上若しくは宗教事業を営む公益法人以外の非営利組織は、国税庁ウェブサイトへの財務諸表の開示、公認会計士による財務諸表監査が義務付けられている。
- 4 法律上の規定に基づき、企業会計基準を準用して財務諸表を作成しなければならないとされている。
- 5 キリスト教に関する宗教組織を対象としたものであり、他の宗教組織に適用される会計基準はない。